

令和2年鎌ヶ谷市農業委員会第5回定例総会議事録

鎌ヶ谷市農業委員会会長浅海博行は、令和2年鎌ヶ谷市農業委員会第5回定例総会を鎌ヶ谷市役所地下1階団体研修室において開催するにあたり、各委員を招集する。

1 日 時 令和2年5月12日(火) 午後4時00分

2 農業委員

出席委員 10名

- | | | |
|--------------|-------------|--------------|
| 2. 古川 和昭 委員 | 3. 石原 和弘 委員 | 4. 鈴木 一男 委員 |
| 5. 山田 芳裕 委員 | 6. 奥山 喜和子委員 | 7. 浅海 博行 委員 |
| 8. 石井 栄一 委員 | 9. 時田 将 委員 | 10. 鈴木 有光 委員 |
| 11. 川村 誠司 委員 | | |

農地利用最適化推進委員

出席委員 5名

- | | | |
|----------|----------|----------|
| 鈴木 吉夫 委員 | 澁谷 好治 委員 | 濱田 光一 委員 |
| 大山 貴 委員 | 飯田 展久 委員 | |

3 事務局出席者

事務局長 佐山 佳明
主任主事 山田 亮

4 会議日程

- ・議事録署名委員の指名について
- ・議事

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について	1件
議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について	1件
議案第3号 平成31年度の目標及びその達成に向けた活動計画の点検・評価(案)について	1件
議案第4号 令和2年度の目標及びその達成に向けた活動計画(案)について	1件
報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について	3件
報告第2号 農地法第4条の規定による転用届出について	2件
報告第3号 農地法第5条の規定による転用届出について	4件
報告第4号 引き続き農業経営を行っている旨の証明について	3件
報告第5号 地目変更登記に係る照会に対する回答について	1件

5 開 会 午後4時00分

浅海 議長 ただいまの出席委員は農業委員が10名で、推進委員は5名です。定足数に達しておりますので、令和2年鎌ヶ谷市農業委員会第5回定例総会を開会いたします。

直ちに、本日の会議を開きます。

浅海 議長

議事録署名委員の指名を行います。

議事録署名委員に

9番、時田将委員

10番、鈴木有光委員を指名いたします。

浅海 議長

お諮りいたします。

議案第1号より逐次審議することにご異議ありませんか。

(「異議なし」との声多数あり)

浅海 議長

ご異議なしと認め、議案第1号より逐次審議いたします。

今回の現地調査班は3班です。時田将班長より総括的な報告をお願いいたします。

時田 班長

議長

浅海 議長

9番、時田将班長

時田 班長

3班の現地調査の報告をいたします。

4月30日午後2時半に事務局に集合し、申請内容等の説明を受けた後、担当班員1名、事務局職員2名と共に現地調査を実施しました。

提出された案件は、農地法第3条の規定による許可申請について1件、農地法第5条の規定による許可申請について1件の計2件で、班員3名、浅海会長、事務局職員3名により、審査会を実施いたしました。

3班といたしましては、いずれも許可相当と判断いたしましたが、皆様のご審議の程よろしくお願いいたします。

なお、詳細につきましては班員より報告いたします。

以上で3班の総括報告を終わります。

浅海 議長

ありがとうございます。

それでは、議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について、審議番号1を議題といたします。

浅海 議長

会議規則第10条の規定に基づき、8番、石井栄一委員の退席を求めます。

(石井委員退席)

浅海 議長

事務局に議案の説明をお願いします。

山田主任主事

議長

浅海 議長

山田主任主事

山田主任主事

議案書の3ページをご覧ください。

議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について、審議番号1でございます。

本申請は、譲渡人は労働力が不足していることから農業経営の縮小を図り、譲受人は農業経営の拡大を目的として農地を取得するものです。

申請地は、畑1筆、合計面積800平方メートルです。

営農計画は、ネギの作付けを行います。

譲受人の取得後の経営面積は2.5ヘクタール以上となり、年間の従事日数は250日で、専農従事者数は4名です。

また、下限面積及び所有農業機械並びに全部耕作等の許可要件については、農地台帳等により確認していますので、特に問題はありません。

以上です。

浅海 議長

現地調査の報告を求めます。

川村 委員

議長

浅海 議長

11番、川村誠司委員

川村 委員

議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について、審議番号1の調査報告をいたします。

4月30日に事務局において申請内容等の説明を受けた後、現地調査及び審査会を実施しました。

現地は、畑1筆、面積800平方メートルの普通畑として耕作されていました。

申請理由は、事務局説明のとおりであり、また、従事日数等の許可に必要な要件も事務局説明のとおり備えています。

審査会において、譲受人に対し、通作路を確認したところ、自宅に隣接する農道を利用するとの回答でした。また、営農後3年間は農地転用できないことを伝え、最後に、譲渡人に対し、所有する農地は今後もしっかり耕作するよう伝えました。

書類審査・現地調査・審査会の結果、問題はないものと思われま

す。皆様のご審議の程よろしくお願いいたします。

以上で報告を終わります。

浅海 議長

ありがとうございました。

それでは質疑に入ります。

(「なし」との声多数あり)

浅海 議長

なければ、質疑を終了いたします。

それでは、採決をいたします。

議案第1号について、現地調査班の報告のとおり決定することに、ご異議のない方の挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

浅海 議長

全員賛成により、議案第1号は可決されました。

浅海 議長

8番、石井栄一委員の除斥を解きます。

(石井委員着席)

浅海 議長

続きまして、議案第2号農地法第5条の規定による許可申請について、審議番号1を議題といたします。

浅海 議長 事務局に議案の説明をお願いします。

山田主任主事 議長

浅海 議長 山田主任主事

山田主任主事 議案書の4ページをご覧ください。

議案第2号農地法第5条の規定による許可申請について、審議番号1でございます。

申請地は、畑3筆、合計面積1,119平方メートルです。

転用計画は、所有権移転による資材置場用地です。

申請理由は、譲受人は土木工事業を営んでいますが、事業の拡大に加え、賃借していた資材置場を返却したことから、新たな資材置場を計画したもので、転用計画は適当であるものと思われま。

周辺農地への被害防除につきましては、隣接農地との境界に土留鋼板を設置することで、土砂等の流出を抑制するとともに、砂利敷きによる自然浸透とすることで雨水等の流出抑制を図ります。

農地区分は、半径1キロメートル以内に鉄道の駅があり、宅地割合が40パーセント以上あることから、第2種農地に該当します。

代替性につきましては、申請人の事務所からもアクセスが良く、利便性が高いことから、他の土地では代替えがきかないものと思われま。

資金につきましては、自己資金で賄い、金融機関の残高証明書により確認しています。

関係法令につきましては、ございません

また、信用につきましては、過去に重大な違反行為もなく、問題はないものと思われま。

以上です。

浅海 議長 現地調査の報告を求めます。

川村 委員 議長

浅海 議長 11番、川村誠司委員

川村 委員 議案第2号農地法第5条の規定による許可申請について、審議番号1の調査報告をいたします。

4月30日に事務局において申請内容等の説明を受けた後、現地調査及び審査会を実施しました。

申請地は、畑3筆、合計面積1,119平方メートルの普通畑です。

転用計画及び申請理由は事務局説明のとおりです。

審査会において、重機等を置くことから、大雨等による冠水への対策について確認したところ、利用する中で必要に応じて対策を講じるとの回答でした。次に、工事車両の大きさと、出入口の幅について確認したところ、工事車両は主に2トントラックで、出入口の幅は4メートルとの回答であったことから、

土地利用計画図に出入口の幅を記載したものと差し替えるよう指示し、本日、修正されたことを確認しました。次に、前面道路は狭く、交通量も多いうえ、通学路でもあることから、工事中並びに施工後においても車両等の出入りには十分注意するよう伝えました。最後に、開発指導室より、建物等の建築が出来ないこと、道路河川整備課より、区域外へ雨水の直接流出がないこと、道路河川管理課より、市道への土砂等の流出対策を取るとともに、舗装が破損した際は修繕を行うこと、学校教育課より、第三中学校長及び学校教育課へ工事内容の事前説明依頼があったことを伝えました。

現地調査及び審査会の結果、許可相当と判断しましたが、皆様のご審議の程よろしく願いいたします。

以上で報告を終わります。

浅海 議長 ありがとうございます。それでは質疑に入ります。

(「なし」との声多数あり)

浅海 議長 なければ、質疑を終了いたします。

それでは、採決をいたします。

議案第2号について、現地調査班の報告のとおり決定することに、ご異議のない方の挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

浅海 議長 全員賛成により、議案第2号は可決されました。

浅海 議長 続きまして、議案第3号平成31年度の目標及びその達成に向けた活動計画の点検・評価(案)について、を議題といたします。

浅海 議長 事務局に議案の説明をお願いします。

山田主任主事 議長

浅海 議長 山田主任主事

山田主任主事 議案書の5ページから13ページまでをご覧ください。

議案第3号平成31年度の目標及びその達成に向けた活動計画の点検・評価(案)について、でございます。

本件は、平成21年1月23日付け20経営第5791号農林水産省経営局長通知に基づき策定するものです。

詳細につきましては、7ページのⅡ担い手への農地集積・集約化は、10.1ヘクタールの集積目標に対し、実績が10.5ヘクタールとなり、次に、8ページのⅢ新たに農業経営を営もうとする者の参入促進では、1経営体及び経営面積1ヘクタールの参入目標に対し、実績なしとなり、次に、9ページのⅣ遊休農地に関する評価は、遊休農地0.2ヘクタールの解消目標に対し、昨年度より1.6ヘクタール増加したとの結果となり、次に、10ページのⅤ違反転用への適正な対応は、昨年度0.4ヘクタールの違反転用を発見し、全てが解消されたものとみなされています。次のⅥ農地法等によりその権限の属さ

れた事務に関する点検及びⅦ地域農業者等からの主な要望・意見及び対処内容並びにⅧ事務の実施状況の公表等については、記載のとおり特に問題はありませ

せん。
総合的な評価といたしましては、遊休農地は増加したものの、その他は概ね良好な実績であったものと考えます。

以上、ご審議の程よろしくお願いいたします。

浅海 議長

質疑に入ります。

(「なし」との声多数あり)

浅海 議長

無ければ質疑を終了いたします。

それでは、採決をいたします。

議案第3号について、事務局の説明のとおり決定とすることにご異議のない方の挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

浅海 議長

全員賛成により、議案第3号は可決されました。

浅海 議長

続きまして、議案第4号令和2年度の目標及びその達成に向けた活動計画(案)について、を議題といたします。

浅海 議長

事務局に議案の説明をお願いします。

山田主任主事

議長

浅海 議長

山田主任主事

山田主任主事

議案書の14ページから17ページまでをご覧ください。

議案第4号令和2年度の目標及びその達成に向けた活動計画(案)について、でございます。

本件も点検・評価と同様に、農林水産省経営局長通知に基づき策定するものです。

具体的な活動計画につきましては、担い手への農地集積・集約化の目標を、0.4ヘクタールの増加とし、新たな農業経営を営もうする者の参入促進では、1経営体の参入、その参入者の取得面積を1ヘクタールとし、遊休農地の解消面積では、0.2ヘクタールを減少させ、また、違反転用への適正な対応につきましては、7月から9月までの違反転用防止月間に農地パトロールの強化を図ることとするなどの計画といたしました。

以上、ご審議の程よろしく申し上げます。

浅海 議長

質疑に入ります。

(「なし」との声多数あり)

浅海 議長

無ければ質疑を終了いたします。

それでは、採決をいたします。

議案第4号について、事務局の説明のとおり決定とすることにご異議のない方の挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

浅海 議長

全員賛成により、議案第4号は可決されました。

浅海 議長

以上で本日の審議案件はすべて終了いたしました。

続きまして、報告事項を議題とします。

第1号から第5号までを報告いたします。

浅海 議長

事務局の報告をお願いいたします。

山田主任主事

議長

浅海 議長

山田主任主事

山田主任主事

議案書の18ページをご覧ください。

報告第1号農地法第3条の3第1項の規定による届出について3件につきましては、内容等に不備はありませんでしたので、事務局長専決により、これを受理いたしました。

続きまして、議案書の19ページから20ページまでをご覧ください。

報告第2号農地法第4条の規定による転用届出について2件、報告第3号農地法第5条の規定による転用届出について4件の合計6件につきましては、内容及び添付書類等の不備はありませんでしたので、事務局長専決により、受理通知書を交付いたしました。

続きまして、議案書の21ページをご覧ください。

報告第4号引き続き農業経営を行っている旨の証明について3件につきましては、事務局において現地調査を行ったところ、いずれも農地として耕作されておりましたので、会長専決により証明書を発行いたしました。

続きまして、議案書の22ページをご覧ください。

報告第5号地目変更登記に係る照会に対する回答について1件につきましては、農業委員及び農地利用最適化推進委員並びに事務局において現地調査を行ったところ、雑種地となっていましたので、会長専決により非農地として回答いたしました。

以上です。

浅海 議長

ただいま報告があったとおりでございますのでご了承願います。

浅海 議長

これにて本定例総会に提出されました報告事項は、すべて終了いたしました。

以上で令和2年鎌ヶ谷市農業委員会第5回定例総会を閉会いたします。

閉会 午後4時30分

以上、会議の経過を記載し、その相違ないことを証するため次に署名する。

令和2年6月8日

鎌ヶ谷市農業委員会議長 浅海 博行

鎌ヶ谷市農業委員会委員 時田 将

鎌ヶ谷市農業委員会委員 鈴木 有光